

# 平成20年6月甲良町議会定例会会議録

平成20年6月12日（木曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 議案第35号 平成20年度甲良町一般会計補正予算（第1号）  
第3 議案第36号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）  
第4 議案第37号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）  
第5 発議第2号 甲良町農業委員会委員の推薦について  
第6 発議第3号 甲良町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
第7 議員派遣について  
第8 委員会の閉会中における継続審査及び調査について  
第9 一般質問

## ◎会議に出席した議員（11名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	5番	山崎昭次
6番	宮寄光一	7番	建部孝夫
8番	藤堂一彦	9番	山田壽一
10番	西澤伸明	11番	北川豊昭
12番	藤堂与三郎		

## ◎会議に欠席した議員

4番 金澤博

## ◎会議に出席した説明員

町長	山崎義勝	教育長	藤原新祐
総務主監	野瀬喜久男	会計管理者	橋本敏治
教育次長	川並孝一	広域行政主監	宮崎與志男
保健福祉主監	山崎義幸	産業振興主監	中山進
建設水道主監	茶木朝雄	人権主監	村田和久廣
総務課長	山本貢造	産業振興課長	米田義正

産業振興課参事 川 嶋 幸 泰

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 大 橋 久 和 書 記 宝 来 正 恵

(午前10時20分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は11人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成20年6月甲良町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 北川議員および1番 濱野議員を指名いたします。

次に、日程第2 議案第35号 平成20年度甲良町一般会計補正予算(第1号)、日程第3 議案第36号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)、日程第4 議案第37号 甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われました。その報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員長の審査報告を求めます。

北川委員長。

○北川予算決算常任委員長 甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

甲良町議会予算決算常任委員会委員長 北川豊昭。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の既定により報告します。

審査結果。

事件番号、議案第35号 平成20年度甲良町一般会計補正予算(第1号)。

審査の結果、原案可決。

議案第36号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)。

審査の結果、原案可決。

議案第37号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)。

原案可決。

審査経過。

議案第35号 平成20年度甲良町一般会計補正予算(第1号)について。

中学生の海外派遣について、募集状況と1人当たりの費用は幾らかかるのかとの問いに、募集定員は、予算の関係で2年生5人、3年生5人としたが、現在、応募者は2年生が5人と3年生が11人の計16人であり、6人オーバーしている。1人当たりの経費については、総額20万で、そのうち半額

が個人負担となっている。これから面接、二次選考して定員を絞っていくことになるとのことであった。

現在、6人の定員超えとなっているが、できれば一人一人熱い思いがあると思うし、貴重な研修ということで全員が行けるようにならないかとの問いに、今年は過渡年ということで2学年にわたっての募集であったので予測もできたが、このままだと60万円の予算不足が生じる。子どもの思いを実施していくには、9月議会で補正予算をお願いしたいとのことであった。

また、この時期、雨季となっているので、11月、12月の乾季に時期を考えてみてはどの問いに、実施時期については、タイは8月が行政の年度末ということでもあるので、今後の課題として考えていきたいとのことであった。

隔年で募集してタイの子どもを受け入れると地域住民とのつながりもできる。受け入れ・派遣を隔年で繰り返してはどうかとの問いに、今回は町長が団長として参加し、今後のことも含めて話し合いをしてくる予定とのことであった。

当初は教育派遣の目的だったが、今は国際交流・親善が中心となってきたので、今後もこのようなこととなるのかとの問いに、当然教育事業、教育配慮に変わりはないことであり、教育委員会が中心となって募集をしている。今年度から国際交流企画員が配置されたので、実務をし、教育委員会と企画部門が連携をとって実施していくとのことであった。

応募が2年生で5名と少ないように思うが、もともと3年生であると思っていたから少ないのか、懸念するがとの問いに、応募者の作文を読んだところ、3年生はそれなりの構えがあって、3年生になったら行くという気持ちがあるが、2年生はそこまでの高まりは見えず、募集があったから応募した感じであったとのことであった。

呉竹センター改築事業の監理業務委託の債務負担行為は必要ないのではないかと指摘に、通常建築設計は設計業務と監理業務があり、今年度実施設計を行う。次年度建築に合わせた現場管理であって、同じ業者で継続的に監理していただくとのことで、来年の予算担保のために債務負担行為を起こした。監理業務は、来年度本体工事の中の事務費で補助対象として計上し、契約するためのものとのことであった。

呉竹センターの改築で適化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）との関係で制度上はどうかとの問いに、今年の4月に適化法が改正され、補助対象年度から10年経過したとき、除却なり譲渡等が可能であり、地元とも協議して進めているとのことであった。

地籍調査費が、企画費から土木費に振りかえた理由と実施手順の状況はと

の問いに、庶務規則を改正し、建設課の担当業務となったことから、地籍調査業務は土木費へ振りかえた。また、作業手順は、事業計画の立案のため、対象地域に地籍調査委員会を設置し、地元役員から10名程度委嘱し、勉強会等を実施する。委託業者が決まれば、13ヘクタールの正確な地番、地目をおおむね決めて調査票を作成し、土地の境界を確認して測量し、座標図を作成、最終的には法務局に提出するとのことであった。

地域介護福祉空間整備費交付金について説明をとの問いに、長寺西老人憩いの家の下水道接続等工事費とその設計監理委託費であるとのことであった。ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第36号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)について。

一般会計操出金1,583万円は、精算のためということだが、内訳はあるのか。閉鎖される会計ということでの精算なのかとの問いに、支払基金や国、県の関係での補助金が入ってこない部分を一般会計専決補正で立てかえて繰り出した医療費関係の精算であり、会計閉鎖に伴うものではないとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第37号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)について。

先に、3行目の訂正をお願いします。3行目の真ん中どころの施工の「工」という字が間違っております。「行く」という字に変えてください。

永代使用料を払い込んで、その後、返還することが条例上抵触しないのかどうか、返還を申し出れば契約が解除されたと見ることができるのかとの問いに、町墓地公園の設置等に関する条例、施行規則の第8条に使用料の還付があり、それに基づいて行ったとのこと。

また、返還理由等は問わないのかとの問いに、理由についてはうたっていないので、家庭の事情等で返還申し出があれば還付するとのことであった。

管理料の還付なのか、それとも購入代金ではないから永代使用料として使用しなかった場合に返還を求めたら返ってくるのかとの問いに、今回の場合、平成15年12月に永代使用されているので、3年以上6年未満ということで、永代使用料の60%を返還し、また、管理料は、過年度および現年度は返還しないものとなっているので、20年度まではいただいて、21年度分の5,000円の2件分を返金するとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

再度、訂正をお願いします。

3ページの議案第36号の下から2行目、一般会計操出金1,583万円

ですね。

以上で報告を終わります。

○藤堂議長 以上で、決算常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対しまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

これより、討論および採決に入ります。

それでは、議案第35号から議案第37号までの3議案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 討論、採決は個別ですか。それとも、もう続けてになるでしょうか。

○藤堂議長 採決は個別です。討論は一括で。

○西澤議員 それでは、議案第35号 平成20年度甲良町一般会計補正予算に対する討論を行います。反対討論です。以下の理由を述べさせていただきます。

1つは、農業支援のメニューは検討にも上がらなかったのかどうか、疑問が湧いてまいります。立場は異なりますが、ふるさと交流村の計画を進めるのであれば、そのメインである農業振興の予算を拡充して当然なのでありますが、その意気込みが見えてまいります。例えば、特産品開発の支援事業であります。現状では大変貧弱であり、もっと多くの生産グループや地域が特産品開発に取り組んでもらおうとすれば不足をしますし、それを促す予算措置が必要であります。行政側の意欲の反映であり、生産者の意欲も育っていないあらわれだと考えます。生産の意欲を育てる上では、財政上は大変厳しい町の事情であります。価格保証に踏み出す準備が必要だと考えます。それは、規模は確かに小さいのでありますが、国がそのことをしないのであれば、ハード事業やその他の事業を抑えてでも個人所得の補填に近づける、そういう制度の創設が求められます。

2つ目に、地域新エネルギービジョン策定事業が新しく盛り込まれました。

1つ目に、この分野に力を注ぐぐらいなら、足元の暮らしの問題にどう向かうか、ビジョン策定が欲しいと率直に思うものであります。

2つ目に、担当課が幾つもの仕事を抱えた上に、この業務と地籍調査の業務も進めねばならないことになることから、消化不良を起こさないか心配をするものです。職員を減らす方向が流れているときに、日常町民にとって大切な仕事がおろそかにならないか、不安になり、職員への合理化となるものではないかと考えます。

3つ目に、政府の新エネルギー政策に、将来目標が定かではなく、予算も重視されていないことで、京都議定書の目標数値はEUの半数にも届かず、財界任せで地球温暖化対策を妨害したとして、報道された化石賞で日本はカナダに次いで第2位に選ばれたくらいであります。太陽光発電の家庭補助金はなくしてしまいました。また、電力会社が買い取る場合も、数十分の1という抽選の狭き門をくぐり抜けねばなりません。このように、ビジョン策定後の道のりをしっかり見詰め、国の新エネルギー政策を批判的に判断する目と頭脳を持つ必要があることを指摘しなければなりません。

4つ目に、地籍調査については、所有土地の境界変更を左右し、確定に至る、いわば最大の財産権にかかわることですので、公平公正が厳格に守られねばなりません。同対事業の際の土地の混乱の二の舞とならないためにも、地域、業者への丸投げや、行政の主体性の欠如がないようにしなければなりません。そのためには、あらゆる特権は通用しないことを行政と住民が共有しなければならぬと思います。

次に、債務負担行為補正にある呉竹センター改築事業管理業務委託550万円について、先の入札で予算額を大幅に下回った分を21年度にあらかじめ回すことを求め、予算担保であることが審議を通じてあきらかになりました。これは、単年度主義である予算の原則を根本から崩すもので容認できないものであります。加えて、センター事業の見直しが全国各地で進められ、県内では近江八幡市が同和行政を終結すると表明をし、その重要な一環として、センターの取り壊しも含めて同和地域センターとしての活用、機能を卒業する、こういう方向を明確にいたしました。

次に、老人保健特別会計補正についてであります。

1つ目の理由は、後期高齢者医療制度と関連をします。この制度は、この高齢者医療制度は、参議院で廃止法が可決をされました。私たちはこの制度の根本的なひどさについて、1つ、75歳という年齢の線を引いて差別的な待遇、負担、医療を押しつけることにあります。

2つ目に、国の経済財政諮問会議で、あけすけに語っているように、国の財政的な都合からのみ実行されたことであります。

3つ目に、国民に支払うべき年金の管理は、全くでたらめであるにもかかわらず、天引きというとりはぐれの無い、国民に有無を言わせない高圧的な制度であることであります。

次に、墓地公園特別会計については、賛成討論でございます。

返還金の処理であり、今回の補正は返還、返納金の処理であり、その理由は問わない規定になっていますので、それにしたがって処理されたものと思われれます。ただ、一般会計から繰り出さねばならなくなった本会計の逼迫状

況から見て、抜本的な、しかも町民が納得できる解決策は急務となっています。改めてその模索と立案を求めたいと思います。

この墓地公園事業は、問題となっていた運動公園内の用地であり、お年寄りが使用しにくい丘の上という点で難点はありましたが、住民側の強い要望を受け、賛成してきた経過がございます。今回も、その範囲内での処理だと判断して賛成をするものであります。

以上です。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

11番 北川議員。

○北川議員 私は、賛成をさせていただきます。このように思います。平成20年度の当初予算の1号補正については、今回のこの6月定例会に1号補正が出されまして、その中で、この会期中に予算決算常任委員会をわざわざ開催をさせていただいて、そして、十分に議員の皆さんで議論、質疑を行っていただきました。そして、ただいま委員長の報告をさせていただいた、そういう経緯であります。特に一般会計の補正予算については、新エネルギー事業、あるいは一番議論の中心になりました中学生の海外派遣の予算、非常に平成20年度の当初予算、大事な部分がございます。速やかに可決をいたし、予算の執行を願うことを希望して、賛成討論とします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第35号は可決されました。

次に、議案第36号を採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第36号は可決されました。

次に、議案第37号を採決いたします。



委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第37号は可決されました。

次に、日程第5 発議第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第2号 甲良町農業委員会委員の推薦について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年6月12日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者 甲良町議会議員、濱野圭市議員。

賛成者、同じく建部孝夫議員、同じく賛成者、北川豊昭議員、同じく藤堂一彦議員、同じく山田壽一議員。

○藤堂議長 本発議については、濱野議員から提出されております。

濱野議員より提案理由の説明を求めます。

濱野議員。

○濱野議員 それでは、甲良町農業委員会委員の推薦について。

甲良町農業委員会は、平成20年7月19日をもって任期満了となるので、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦の農業委員は4人とし、次のものを推薦する。

それでは、住所氏名、生年月日を申し上げます。

甲良町大字呉竹235番地7、山田久良、昭和12年9月2日生。

甲良町大字在士490番地、窪田堯、昭和17年10月8日生。

甲良町大字法養寺521番地、神野幸士、昭和19年3月17日生。

甲良町大字長寺1409番地3、宮川徳満 昭和19年6月28日生。

以上、4名でございます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 北川議員。

○北川議員 今回の農業委員の、いわゆる議会推せんは、4名ということで、過去から議会で4名の方が推せんをされていった経緯があるということでございます。今回、いろいろと議論されておりました、私はこの4名の議会推せんがどういう形がええのかということ非常に、先ほども十分議論を議会

の中でしてきた経緯があります。そういう中で、有識者という言葉が1つ。それと、有識者という意味の中には非常に広い範囲の意味がありまして、農業にキャリアのある方という思いやら、学識経験の豊富な方とか、そういういろんな意味があるのではないかというような中で、議会の推せんするということになれば、議会は何を根拠に推せんするかということをやっぱりきっちり明確に出していかないかというような思いがあるんですけども、ただ、定数4名、これが条例で定められているし、今後は、この定数が、議会推せんが4名、そして、ほかの団体の推せんが3名、一般から10名ということで合計17名。農業振興課長にちょっとお尋ねしたいんですけども……。

○藤堂議長 討論では。お尋ねですか。

○北川議員 あ、そうか、委員長や。ごめんごめん、失礼。

先ほどの議論の中で、この17名という定数に対していろいろと議論はされた。定数は減らしてええのか、あるいは増やしてええのかというような話がされました。その点について、委員長はどのようにお考えか、ちょっと。

○藤堂議長 濱野圭市君。

○濱野議員 今の北川議員の質問に対しまして、本当に先ほどは皆様方からいろんな意見が出てございました。本当に17名という枠、ある議員の中から、今後出していくべきなのか、いろんな、増やすこと、減らすこと、いろんなことが協議をされたわけなんですけれども、本当に本音論と建前論が必要な話ばかりのようなことでございましたけれども、本当に議会としてはしっかりと今後どのような形で、どのような推せんをするということを、若干今後3年間ございますので、しっかりと皆さんでご議論していただきまして、まとめて農業委員会の方にその旨を伝える必要があるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

いろんな論議があったと思いますが、今回の4名の推せんになった明確な根拠を示していただきたいというように思います。この農業委員会の定数については、条例、法律で定められて、議会の推せんは学識経験者等というようになっていまして、4名以内というように定められています。そういう点から見れば、私はいろんな角度で甲良町の農業、行政に諮問をし、また、建議を出せるという大きな権限がございますし、また、農業者の代表機関ということで、行政の諮問もあり、そして、補完をする役割を持つ農業委員会です。そういう点で、今後の論議にゆだねることができますが、この7月から

始まる農業委員会の選挙で、議会の4名を出すという、今回のこの4名になった経緯と、経緯は報告がございましたが、根拠について再度お尋ねを、表明をしていただきたいと思いますと思ひまして質問をさせていただきます。

○藤堂議長 濱野議員。

○濱野議員 今の4名というお話でございますけれども、ずっと過去17名で来てあるということから、本当に甲良町におきましては大きな字、小さな字、農業の従事者が多いところ、少ないところ、沢山ございますけれども、本当に大変差があるという部分で、各字からいろんなご事情を知った、地域のことをよく知った方々にできるだけ満遍なく農業委員に入っていただきたいというようなことで、前から一応、4名というようなことになってございましたので、今回も4名を推せんするというようなことになったわけでございます。

以上でございます。

○藤堂議長 西澤議員、よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 北川議員。

○北川議員 私は、議会の農業委員、この4名の方の推せんに対して賛成をしたいと、このように思います。

農業委員会の委員構成は、先ほど言いましたとおりでありまして、その中で、議会も今後はこの4名の中に議員も入ってはどうかというような意見もございます。そういうことも含めてこれからの課題として、それは残して置いて、この任期の間にまた議論をすればいいのではないかと、このような思いをしております。

そういう中で、今回、議会が4人と3つの団体で3名と一般で10名、こういう17名の構成、この中で議会としては、それ以外にも沢山推せんをする対象の方がおられたわけですが、あえてその中で、非常に農業に詳しい、そして、今までにキャリアがあるこの4名の方を議会は推せんをさせていただいた。特に農業委員会の役割というのは、だんだんだんだんと農業の事業というものが厳しくなる、難しくなる中で、土地の問題もあります。農地の換地の問題や、農地の転用の問題や、そういう部分も含めて農業委員会がしっかりとした形で委員会構成をしていただいて、意見をどんどん出していただくと。そういう人材が望まれるわけですから、今回、議会としても責任を持ってこの4名を推せんしたい。私は賛成をします。

○藤堂議長 10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

私も賛成討論です。

1つは、法の世界であります。農業をめぐる状況は本当に深刻な状況で、農業者が希望が持てる農政が必要ですし、また、国の農政とは別に、関連はしますが、地域の農業を本当に活性化させる、再生させる、こういう役割を農業委員会の皆さんが大いに論議ができる場が農業委員会だということに思います。そういう点からも、私は、17名の枠、その中の7名が団体と議会の推せん、そして10名が公選の枠であります。この公選の枠を私は増やす必要があると考えています。同時に、定数全体を削減せよという声や動きがございしますが、逆に農業団体、農業の代表者ということでの論議を活発にするということから見れば、絞るのではなく、定数も増やすことも含めて体制を考える。そして、推せんの枠を少なくするというのも選択肢の1つであります。

そういう点から見れば、そういう方向に甲良町の農業委員会も進んでいく必要があるという点で、私はその方向性を改めて提起をし、また、議員の皆さんとも論議をしていきたいということに思います。

同時に、7月1日から告示がされる選挙戦にあたって半月しかない、こういう状況の中で、従来の枠組みを変えるという点では、地域の混乱や地域間や学区感という点で混乱をもたらします。という点では、今回、従来の枠、こういうところを周到をしながら、選挙人名簿の少ない字から順次4名を推せんするという方向で議会が合意をして、推せん名簿を連ねることができたという点では、農業委員会の皆さんに、また、町民の皆さんに1つの筋を通して、今後の方向を提起をできる、こういう議会の役割を示すものだというように思いますので、賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第2号は可決されました。

次に、日程第6 発議第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 発議第3号 甲良町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、地方自治法第112条および会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成20年6月12日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者 甲良町議会議員、山田壽一議員。

賛成者、同じく建部孝夫議員、同じく賛成者、濱野圭市議員、同じく賛成者、北川豊昭議員、同じく藤堂一彦議員。

以上です。

○藤堂議長 本発議については、山田議員から提出されておりますので、山田議員より提案理由の説明を求めます。

9番 山田議員。

○山田議員 説明させていただきます。

甲良町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

甲良町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「285,000円」を「280,000円」に改め、同条第2号中「205,000円」を「200,000円」に改め、同条第3号中「185,000円」を「182,000円」に改め、同条第4号中「180,000円」を「177,000円」に改める。

付則。

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

以上でございます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 提案者の山田議員にお尋ねをします。これが、施行されますと、今年度、来年の3月31日までの予算で、ざっとで結構ですので、どれぐらいの金額が削減されるのか、試算されていたらよろしくお願いします。

○藤堂議長 9番 山田議員。

○山田議員 議長、副議長が5,000円の削減ということで、6カ月間ということで6万円、そして、議員さんの報酬の方で3,000円という削減で3万円の、6カ月で18万円、半年で24万円という金額になります。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員、それでよろしいか。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 北川議員。

○北川議員 我々議員の報酬削減、これは私も賛成をしたい、このように思います。

議員報酬の削減については、前期の議員のときに、議員報酬の削減案を私は提出をさせていただいた経緯があります。と同時に、議員定数の削減、これも議員仲間から提出されました。いろいろと議論をされました。そして、議員定数の削減は、一度目は否決になったんですが、議員定数の削減、二度目で可決となりました。私はそのときに、2人、議員定数は14から12に削減された、そういう経緯があります。けども、私はその2人の削減分の議員報酬分を、そのときの14名の議員で、みんなでその分削減分を負担して、定数の削減をやめて報酬削減の方が望ましいという発議を出させていたんですが、否決となりました。

そして、議員定数の削減が可決されて、この1月の改選により、この2月5日から新議員から12名という形で議員の定数が確定し、現在に至っているわけです。したがって、2人分削減された議員報酬、1年間換算するとかなりの金額になるということは皆さんもご理解いただけるわけです。したがって、定数削減による経費の削減、非常に多く見込めた、そのことによって予算も減額する。そういう部分も出てまいりました。

しかし、世の中の流れはそういう部分はあまり表に出るんじゃないに、議員みずから積極的に報酬を削減するという努力、気持ち、非常に大事ということから、今議会に山田副議長が提案者で、我々も議論をいろいろとさせていただいて、最終的には定数削減によって経費も減ったけれども、なおかつ我々も一生懸命前向きに経費削減に取り組もうと。そのことによって、例えば先ほどの海外派遣の費用でも、人数が5人、6人オーバーしても、報酬削減したことによって、それでまた募集があったら海外派遣に行ってもらえる分の予算が組めるのではないかとというような、そういう議会みんなの思いもありまして、今回、報酬削減が皆さん、議論の結果、こういう形でできたのではないかと、このような思いをしておりまして、私は賛成をしたと、以上です。

○藤堂議長 10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

議員報酬の引き下げの条例を提案されています。提案の趣旨に賛同するものであります。議員と住民との関係は、今、大変厳しいものがございます。矢祭町、福島県であります。矢祭町の定数が削減をされて、しかも、議会に出勤をするといいますが、登壇をする日数で議員の報酬を決定する。これが可決をされて、全国の放送に流れました。全国の放送に流れるほど、議会の役割、それから、住民との関係での議員の役割が注目されているあらわれであります。

そういう点から見ますと、各地域、各町、市が財政的に大変厳しい状況になっているときに、議員の報酬がこのままでいいのか、こういう大きな町民の声、世論となっているものと思います。それに私たちは応えて、議員報酬の本来あるべき方向、そして、経費の削減をして、住民福祉の増進の財源にするという方向に進んでいく必要があると考えています。ただ、今回出された提案から見ますと、下げ幅がかなり少ないように私は思うのであります。ほとんどの議員は兼業だと思いますが、先ほど言いました住民と議員との関係で言いますと、議会は年4回、8カ月は町民の中で暮らし、そして、活動をする。もっと言えば、議会の開催中も委員会や、それから本会議に出席する以外は町民の中で暮らしています。

という点から見れば、非常に議員がどういう活動をし、どういう提案をし、そして、日ごろどんなことを考えているか。これは非常に厳しく見られているものであります。そういう点から、そのバランスとの関係で議員報酬が削減をされる。こういう方向が各地で出ているものだと思います。

ちなみに欧米などを見ますと、ほとんどが出勤をした日数に応じて弁償をするという仕組みになっていて、議員というのは、まさにその町、その市、その地域の政治的な判断をする、そしてまた、政策的な提案や論議をする。そういう役割のボランティアの仕事だというように位置づけられています。

そういう点で見ますと、今回、私は1つの案であります。議長は1万5,000円、副議長8,000円、委員長5,500円、議員5,000円の削減、これも5%の削減にはなりません。約3%程度であります。それでも83万1,000円の削減になりまして、半分ですと42万円、修学旅行の補助を増やしたり、先ほどから問題になっている中学生の海外派遣の募集要項の幅を増やすことができる。こういう事業の拡大に活かせる金額となるものでありまして、また、5%程度をめざせば、報酬金額が年間2,772万円ですから、1,386万円でありまして、かなりの事業の充実なりに使えるものとなります。

今回の引き下げは、議員の働きぶり、つまり報酬と対比するという、焦眉

過ぎるとの批判は免れるものではないと思いますが、私は財政に協力をし、引き下げるといふ姿勢を見せる、その一歩になるもので賛成をするものであります。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第3号は可決されました。

○西澤議員 訂正がございます。済みません。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 先ほどの討論の中で、私、5%をめざせばのところ、1,386万円と読み上げてしまいました、138万6,000円と訂正させていただきます。

○藤堂議長 次に、日程第7 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

次に、日程第8 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題をいたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、しばらく休憩します。

(午前11時15分 休憩)



(午前 11 時 25 分 再開)

○藤堂議長 それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

日程第9 これより、一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより順次許しますが、発言時間について申し上げます。

諸般の都合により、本日の質問時間および答弁時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人60分以内といたしたいと思っております。

それでは、10番 西澤議員の一般質問を許します。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

質問に入る前に、ぜひ議長にご配慮をお願いしたいというように思います。

聞きますと、2番手に用意をされていた金澤議員は、体調不良のため、質問を取り下げというようになりました。時間的な問題もございですが、1時間以内という議会規則の内容は、議長の裁量権で設定をされておりますので、状況に応じて少々の延長を求めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、ふるさと交流村構想についてであります。ふるさと交流村について構想が明らかになった時点、町民から寄せられている声や考え、心配、あるいは希望を伝えてまいりました。構想が明らかになった2006年の議会で、私は、今、甲良町に特産品が提供できる体制があるのか。一言で言えば、町民と町に基礎力があるのかと問いかけました。

もう一つは、住民負担がどんどん引き上がる中、年金は下がる、米価は暴落するなど、自民党政治のもとで住民が痛めつけられているときに、ハード事業に熱中している場合かと問いかけました。

そして、もう一つは、町の中心的事業、せせらぎのまちづくりの第2ステージと銘打つならば、大多数の町民の協力が必要であること、準備の段階も含めて直販所をはじめ、交流村のあらゆるパートにおいて公正公平な運営が確保されねばなりません、そのことを妨げかねない同和特別体制の終結、卒業が欠かすことができない、どの団体であれ特権が許せない。こういう以上の3点を指摘してまいりました。その上で、当初、説明では、初期投資を抑えるとしてきましたが、7億4,000万円の税金投入する計画が発表されて、不安はさらに広まりました。一番の不安材料は、計画の準備、立案に農業関係者が据えられていないということでもあります。

そこで、一番目の質問で、①、②をまとめて質問をいたします。過去の農業振興について、何が不足しているのか。明確な総括が必要であります。現

実には食料自給率が39%という深刻な状況を招いた政府の農政に批判的立場を欠いていて、それについていったことを率直に反省することから出発しなければならないと思います。政府農政の枠内であっても、農業所得の向上が定まっていたのか。現在、甲良町農業が直面している困難な問題を解決するために、行政として支援策を考えていたのか、お尋ねをいたします。

②とも関連をしますが、広域加工センターも、梅カモ事業についても、農林業の振興はうたわれていましたが、計画とは全くうらはらで、ごく一部の人の利益を潤しましたが、農業協同組合の財産を侵食し、多大な税金を投入しましたが、広域加工センターは廃止に、カモ事業は休業といますが、再開の見通しは立っていません。初期の目的を達成したのかどうかも明らかにしないうちに中止、廃止となっています。この根源的な反省がなければ、町民は信頼をしてついていけないし、同じ失敗はしないという保証にはならないのであります。

続けてお尋ねしますが、同和对策特別事業の根拠となった法律は、特別であり、一時的、限定的なことを理由に、すべて時限立法でありました。最終法律以前の2回の終期を迎えたころには、それぞれ順調どころか、土地の分譲事業をはじめ、新築資金の膨大な滞納。とりわけ自立の促進などが進んでいないことなど、また、行政の主体性が崩れていったことなどが明らかになり、深刻な状況を受けとめる必要があると思われませんが、いかがでしょうか。せせらぎ遊園のまちづくり事業の中に、乱脈な同和对策事業を克服しようということが庁舎内でしっかりと位置づけられていたのか、答弁を求めるものであります。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 今ほどのご質問でございますけれども、ご質問にありました、せせらぎ遊園のまちづくり、この内容につきましては、ご承知のとおり、今ほど2006年の議会での初めてのというお話もございましたけれども、長期計画として平成11年に作成いたしました第2次総合計画の中で、せせらぎ遊園のまちづくり、その中で位置づけさせていただいている内容でございます。

これは、全体的な総合計画ということで作成しておりますので、大きな計画の中では、住民主体のまちづくり、その中で、このふるさと交流村というものが位置づけられ、甲良町の今後の地域産業の活性をめざす重点施策としての位置づけを表明させてもらっているものであり、当然今ほどご質問のありました、町民の自立なり所得の向上ということが基本となって、農業の今後めざすべき方向等も後ほどの部門で掲載はできておりますけれども、具体的目標を定めたというような内容での記載を行っているものではございませ

ん。

それと、このふるさと交流村の関連での今の同和対策事業との関連につきましても、実質、長期計画の段階では、人権尊重のまちづくりという中で、いろいろな人権尊重の取り組みという中での進め方等も行われておりますけれども、直接このふるさと交流村構想との位置づけとして整理をされているものではございません。

それともう1点、農業振興の関係でお話が出ました加工センター等につきましても、現在、中止ということではなく、農協さんの方でいろいろ模索されながら運営は続けておられるというような状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 産業主監、逃げてはいかんというように思います。2月の全員協議会、新人議員の研修のときに、人口の減は、当初町が計画したよりもさらに400人下回っているということが明らかになり、結果について責任を持つ、こういう立場でなければ次のステップは進めないものだというように思います。

そして、広域加工センターについては、町が運営委員会に入って運営の内容について発言をし、実行するという、経営体の中に入るという規約になっています。それに町が、市が、県が深くかかわっています。それですから、これと無関係というわけにはいきません。つまり、農林同対の補助事業を活用しての事業ですから、農林業を振興するというのが建前であったわけですから、このことが実際には運営委員会が撤退をし、そして、広域加工センターは脱税の問題などあり、農業者から見放されて、今、休業の状態というように聞いています。そういう点でも、町がかかわっているという点から見ても後退をしていることをしっかりと受けとめる必要があるのではないかと思います。見解を求めます。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 今、経緯につきましては西澤さんの方からございましたように、一応、運営委員会体制から、平成14年の段階で農協の方の直営ということで議論されまして、その後、15年に特定非営利活動法人ということで、サンフーズびわこの方で何年間か運営され、その後、現在、18年度以降、農協さんの方での取り組みをなされているというものではございます。確かに活発な活用、今、投資されたものの活用という部分については、今後、甲良町のふるさと交流村、農業振興とあわせてそういう資材等の活用検討も必要かと思っておりますけれども、この農協さんにつきましても、今現在、それをより有効に活用するためにということでご検討されているということで、確

かに今言われた、活発にどンドンという部分は、今後ともに考えていかななくてはならない部分と考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 率直に事実を見て臨んでいくことから、農業振興の、過去に甲良町が取り組んだ内容、運営委員会の規約を思い起こしますと、経営の問題、それから企画の問題、企画運営に運営委員会が責任を持つという規約になっています。そういう点から見ても、広域加工センターは町が指導的にその内容、役割を果たすというのが明記されていましたが、結果としては手から離れています。そして、設立の趣意の中に、今回のふるさと交流村と同じような食育の発展だとか地域農業の発展が書かれています。そして、ここでは同和地域の雇用の促進が挙げられていましたが、今回、それはございません。そういう点でも共通しているのであります。その辺ではしっかりと見ていく必要があります。

2つ目に進みまして、4月の全員協議会で私の質問に答えて、赤字になるようなことはしないというようなことが表現されました。ならば、その保証があるのか、以下の点でただすものであります。通告書にある①から⑤をまとめてお聞きしますので、お答え願いたいと思います。

このふるさと交流村が農業振興と地域振興の目的と同一的に、施設建設が挙げられていることに大変違和感を持つものであります。先にも述べましたが、せせらぎ遊園事業というものが地域振興と農業振興になっていったのか、こういう点では深く総括をする必要がありますし、行政も認めていることではありますが、2つの到達点の状況、これが極めて低いように思われます。はっきり言って、私は当初の目標、農業振興と地域振興、そして、みんなが平等に大事にされる、こういう点では成功していないというのが私の認識であります。この現状は、当局自身が目標にしていた人口規模からさらに400人の減少していることから明らかになっていますが、これは、甲良町特異なものではないことは事実であります。しかし、そのことを乗り越えて、現状を脱皮、克服して、上昇に向かおうとするならば、2つの進展の上に、それに見合う施設がおのずと、その振興の担い手である町民の中から、規模や内容、メニュー、甲良町の段階に合ったものが提起されてくるものであります。

そこで、1つ目は、どの機関、団体が財政運営の責任を持って進めるのかという問題であります。特に財政運営はどこの機関、団体が責任を持つのか定かじゃないことが、施設建設の基礎部分が始まろうとしているのにおかしな話だと思えます。どのような経営形態になろうとも町の責任は免れません。どういう認識をされているのか、お尋ねをするものであります。

2つ目の問題は、投資資金がどう回収されるのかであります。大事なのは、必ず支出される経費に対応する収益、差し引き後の利益は、どこが還元をする計画なのか。つまり、町として還元をいただくのか、それとも運営をした経営体が収益を吸収するのかであります。

次に、協同組合であれば、事業全員、株式会社であれば会社であり、町以外の企業や団体に赤字が出た場合の負担を求める協定が結べるかどうかもお尋ねをしておきます。

次に、経営にタッチをしない、こういうことを言われたように思いますが、この点、どういう意味なのか、お答え願いたいと思います。それから、収支見通しは、先ほど言った収益と共通していますので、割愛をして、そこになります。このお尋ねしました4点について回答をお願いいたします。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 質問事項としていただいている項目、ちょっといろいろ関連しますので、一括でということでの、今、ご質問もございました。ちょっと順序立ててというふうにはいかない部分もあろうかと思えますけど、ご答弁させていただきたいと思えます。

まず、冒頭、赤字になるようなことはしないとの根拠、それを含めましていかなる形態でも投資回収という部分はあるであろうという部分でございます。まず、この計画は本来ずっと言わせていただいているように、農業の振興なり地域の活性を目的ということで根本として進めております。施設の収益ということでのご質問、後ほど幾つか出ておりましたけれども、施設の収益のみで判断という形態はとっておらないという思いでおります。当然、そういう内容でございまして、健全運営につきましては無視するという事ではなしに、計画検討あわせて進めていくという考えでございます。

基本的には、先ほど少しございました規模等のお話もさせていただきますと、現在の計画につきましても集客想定につきまして、これにつきましてもいろいろな取り組みにより大きく変動するものでございますけれども、現在は現状の国道307号線の通行車両、現状の状況でございますけれども、これによりましての立ち寄り率、また、実績として農水省などでまとめております立ち寄り率なり、買い物等の、そのうちの利用者率なりというものを、その集客定員を仮にしております。通例ですと、2倍、3倍の数を見込んで、仮定しての増築計画等をされる場合もございまして、今回の計画はそういうことなく最小規模、現状規模での検討から始めているということでございます。それにつきましては、今後のニーズ、今、都市の住民の方、また、甲良町の農業の方向も一定に定めて行うということなしにいろいろなニーズの変化が最近出ております。そういう部分なり、地域の取り組みも重点

内容がいろいろ変化していく可能性もございます。そのようなことに対応可能で、柔軟に改善し、継続し、展開していけるという、でき上がったのが最上級というのではなく、今後展開していけるということを基本に農業振興を含めて拠点施設の窓口を計画しているところでございます。そういう内容から、実情に応じた検討ということで、なるべくリスクを少なくして、甲良町での道の玄関口をまず開かさせていただく。今後の運営の努力、また、いろいろ地域の取り組み、そういうものによりまして集客が増えることによりまして、地域の活性はもちろんのこと、その拠点施設での安定経営等をめざすという計画で進めているところでございます。

関連いたしまして、何回も言わせていただきますけれども、拠点施設の機能の中には、本来はそういう行政関連の機能、例えば農業振興を進める、観光振興を進める、また、道路の利用者の方の安全安心対策というものも大きな機能として含まれて今回の拠点施設計画はさせてもらっているものであり、本来の行政責任部分はございますけれども、この販売等の運営部分にあたりましては、基本的には通年的な、常時慣例的な町費の持ち出しがないことを前提として進めているものでございます。

この経営形態の部分でのご質問のことになろうと思いますが、投資の回収という部分につきましては、投資の回収責任という部分での一般的な考え方やなしに、今現在進めている内容では、この施策、農業の振興、地域の振興という現状がこのまま進んだ段階では、おそらく相当難しい、厳しい状況になるということは、先ほど来の議員さんのお話の中でもあるんですけども、このままでは非常に甲良の農業、また、犬上地域の農業が厳しい状況になるのは判断できるということから、少しでも強い農業、強い活性、よい方向へ導くということを目的にするものであり、こういう部分で投資の責任ということで応えるべきというふうに考えているところです。

ただ、先ほども言いました、そういうことを中心として拠点施設の経営状況は無関係というものでは当然ございませんので、健全運営を行えるように推進するということは基本に置いてしていかなくてはならないというふうに考えているところでございます。

この施設で、まず収益はどういうことを考えられるかというようなご質問もいただいておりますが、収益につきましては、今現在地域物産の販売、これにつきましては直販、また加工品、民芸品等も含めましてですけども、そういうものの販売手数料というものが収入で入ってまいります。それと、来られた方、また、地域産物を利用してのレストランという飲食の関係での収益率というものも入ってまいります。一応、それと、施設としてはそこで加工体験という対応もできるという内容での施設も考えております。また、

イベント等計画することによって、その参加料等も検討しております。それとテナント料、小規模で計画をしておりますので、土日の集客の多いとき、また観光シーズン、いろんな、桜の時期とかもみじの時期、ヒメイワダレソウの時期等あると思いますけれど、そういうときには、集客の多い場合には敷地を使つての商工会関係、いろんな方のテナントもございまして、そういうものも含めましてのテナント料というのも収入の財源として考えているところでございます。

当然、支出につきましては、そういう集客によりまして、事業の規模によって、それを受け入れる組織体制が当然メンバー、人員関係が大きく変化はしてまいりますけれども、基本的にはその施設の電気代、水道代等の維持管理費および人件費にその費用が充たってくるという考え方でございます。

したがいまして、当然今のきりきりの規模ですと、少ない人員で今この経営を検討していかなくてはならないというようなことにはなりますけれども、本来、これが地域の皆様の取り組み、いろんな取り組みも始まっておりますけれども、そういう方々の検討によりまして集客は増やしていける、そのことにより安定的な推進も図れると考えております。

それと、特にうちが一番望んでおりますのが、そのほかに野菜や加工品の生産、また、そういうところで働く方の就労も含めましてでございますけれども、そういう方々の収益、生産者の収益につながる、これは町の活性とか経営安定効果ということで地域の活性につながるという、この大きな内容があると思います。現在、国の方で採択いただきました中でも、当然、このような地域間の交流効果なり、地域の活性の効果として審議をいただきまして、国からの交付金につきましても公金の有効活用ということでチェックをいただく段階では、この部分でご承認をいただいた内容でございます。

西澤議員さんの方から先ほど何回かありました、町自体での人口減の傾向につきましては、今、この方向が変わっているというものではないと認識しておりますけれども、あくまで交流人口の増加、甲良町のにぎわいというようなものを含めましての推進ということで考えているものでございます。

それと、経営の関係で、町のかかわりの部分につきましては内容もいただきました。これにつきましては、当初からご報告いたしております公設民営ということでの推進を行っているという内容でありまして、経営にタッチしないということではなくして、直接経営は行わないという関連でございますので、当然、地域の方でのその運営に対する諮問機関としての甲良町の活性をめざすという内容での運営とか方策について諮問するということが前提でこの運営をしていくということになるかと考えております。

それと、農業振興、地域振興への結びつきの部分でございますけれども、

これにつきましては、先ほども言いました都市交流の窓口として、これができることによりまして町内の、今まで町民が守り、つくってきた地域資源のご紹介がスムーズに行える、可能になるということも含めまして、いろんな季節に合わせて、例えば各種活動、イベント、これはイチゴの時期とかトウモロコシの時期とか梅の時期、いろんな収穫イベントがありますし……。

○藤堂議長 主監、ちょっと制限時間がありますし、答弁が重複している部分がありますので、聞かれた部分を簡潔にお願いをします。

○中山産業振興主監 わかりました。申しわけございません。そういう部分も含めまして、にぎわいの甲良町をつくっていくということで甲良町全体にかかわると考えております。

失礼いたしました。以上でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 長々報告いただきましたが、この②での主題は、赤字にならないということの根拠を示してほしいということでもあります。今、お話しいただきましたのは従来と変わっておりませんし、絵にかいたもちと受けとられます。

そこで、収支の状況、こういう事業にこういう収益を見込んでいるという点で、議会と住民に示していただきたい。こういう計画で赤字はつukらないということを考えているという根拠が欲しいことを私は言いました。

そして、もう一つ指摘をしなければなりませんのは、投資をした分を回収するつもりはないと聞こえました。そうしますと、7億4,000万、今、当初ですが、7億4,000万でありますので、その7億4,000万は投資をして、それを回収するつもりはない。そうしますと、通行者の安全安心を甲良町がなぜこういう税金を出して確保しなければならないのか。これは国道であります。そして、管理者は県であります。そういうところが安全安心の道の駅、これを提供するのに町民の税金を投入するという構図になってきます。そういう点では、私は7億4,000万のうち、交付金の算定がありますが、約3億円ほどは支出が必要です。そこから、交付金から戻ってきますが、それにしても町が投資をしなければならないわけですから、この経営の問題と投資効果をどう考えるかは、今言われた絵そらごとではなくて、こういう収支を考えているというのを示すべきだというように思います。これが1つです。

もう一つは、私、そういうようにやるならば、赤字の、②のところですから、職員の任務を離れても責任を持つということで、現在の職員さんも任務中頑張るし、任務を外れても赤字をつくらないための農業振興と地域振興に頑張るつもりがあるのか、これを問いたいのであります。赤字が出ないとは



限りません。これは実際に持ち出しをしないというように言われましたが、それが実際に根拠づけられているのかというのは数字上と数字をあらわすさまざまな事業と町民の協力、それから、私たちの努力だけでは何ともできない経済変動がございます。今現在、購入の消費者物価が上がって、本当に負担増が増えて消費購買力が冷えています。非常に大変な状況が庶民の中ではあらわれているのが、それを押して、突破をして成功していくという点で、その辺の決意が要るわけで、②についてももう一度お聞きいたします。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 先ほども言わせていただいた状況ではございますが、現在のシミュレーションにつきましては、数字的に言わせていただきますと、約4万人の年間の入場があると。その中で、今、最低部分でございますけれども、野菜、米、加工品、すべて販売、今後増計画は間違いないんですけど、2,500万の収益を今のところ仮定としてシミュレーションはいたしております。その15%は収益としてこの運営に入ってくる。

また、そのほかにも、レストラン関係、これにつきましては材料、地域特産物でのものを利用しての料理計画等、収益率は販売額の約50%を見込んでおりますけれども、これにつきましては、一応小規模で24席の計画に今なっております。これは、今後もう少し詰める必要があるかと思っておりますけれども、現計画ではお食事1回、およそ800円程度のお食事をされる方が2万2,000人、年間の計画、これは決して過大ではないと思っておりますけれども、今の現在での収益、また、加工体験、イベント等につきましてもそれぞれの720人、1万人という計画、また、テナントにつきましても後ほどの議論も出ておりますコンビニ検討の協議も含めまして、ほかの商工会関係、いろんな出店料の関係も含めまして、合計、今試算しているところでございます。これの収益につきましては、現在、2,300万、2,400万という最低シミュレーションで試算しております。

支出につきましては、この規模でいった場合に、人件費、パートさんを含めまして、この規模ですと6名程度の規模と。これにつきましては、何回も言うておりますけれども、これが完璧というものではなく、集客を増やすことによって大きく変動してまいりますので、その部分につきましては具体的に提示がさせていただけなかった部分もございまして、議会での報告につきましては維持管理で約1,000万、それと人件費で1,000万、両方とを合わせて2,300万の関係が、今の段階でのおおよその内定となっております。

ただ言われましたように、並行して製品の増、また集客の増といういろんな取り組みを行うことによりまして、これは達成していくと。収支関係につ

いては以上でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、収支の金額も初めて示されましたが、議会と町民にたえられる計画なのかどうか、十分な吟味が必要です。私は予算決算委員会でも言いましたが、委員会での論議が必要だということを改めて提起をしておきたいというように思います。

③に進みますが、これ、現在、2月、3月、4月、4月は臨時号も出ました、広報こうらのことではありますが、5月号も出されまして、交流村の構想についての記事が書かれています。こういう点では、中身を見てみますと、農業の支援、直接支援を強化していこう、農業振興を図っていこうというところではありますが、ところが、現実には埋め立て、設計が先行をして進んでいます。今言われた収支についても、こういう心配がないのかというのが町民の中にありますし、そこを克服をして論議をしていく上でも、このことがネックになっています。つまり、埋め立てや設計・建設、これは凍結をする必要がありますが、これは町長にも見解を求めますが、主監はどのようにお考えでしょうか。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 ご質問の件でございますが、やはりこの時期に希望の持てる計画を提示させてもらいながら支援を行うということで、いろんな取り組みが始まっております。現状でのいろんな取り組みをより拡充していただき、また、いろんな方からも取り組みを始めていただくということで、完全オープン、まだ23年という計画をしてございますけれども、これを目標とすることでより推進力が高まるという部分も考えており、以前よりちょっと申し上げさせていただいているように、並行して進めるということが望ましいということで考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 町長には後でまとめて見解を求めさせていただきます。この③については、甲良町の現状の置かれている危うさ、そして拠点施設建設が、そして、このふるさと交流村の構想が、農業振興と地域振興に単純に結びつくということは考えられませんし、その行政と住民の最大の努力が必要なところでもあります。

不安の材料は、列举しますと、新施設は一時ははやる場合がありますが、必ず近くに類似施設や大型商業施設が進出しないという保証はありませんし、現に周辺で大型商業施設の建設が始まり、また、進出の準備をされている情報が入っています。住民負担の増大など、諸物価の高騰、これで町民の暮らしはそれどこではないという現状であります。むしろ地代の購入資金や建設

に充てる税金を、農機具の補助や有機栽培の補助など、直接支援に回せば、大胆にこの支援を拡充すれば、どれほど暮らしが応援され、また、農業が元気になる、そして、地域が元気になるかわかりません。その点について再度お尋ねをいたします。

○藤堂議長 主監。

○中山産業振興主監 ご指摘のとおり、農政支援、町の活性には必要かと思えます。前向きな直接支援につきましては、今ほどもやっている現在の取り組み以外にもいろんなご意見を聞かせていただくということで、広報などでもご意見をいただくように窓口をあけているところでございます。今後も前向きな振興に伴います要望等がございましたら、検討して、厳しい情勢ではございますけれども、検討はしていきたいというような思いでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 ③の項目で、最後に、梅雨明けには埋め立てが始まりというように聞いています。農業委員会でも論議をされたようでありますが、開発との関係で、農地の形状変更が必要ではないのかと。そして、農振地の解除手続、これは素人ではありますが、法律上、明記をされていますので、どういう手順で進むのか、最後にこの項目でお尋ねします。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 まず、通例の場合、埋め立てにつきましては、西澤議員ご指摘があったように、農振法の関係のクリアが必要でございます。現在、今の場合は、通常言われます白地という区域に設定されてございますので、農振法の方はクリアでございます。それと、農地法でございますけれども、農地法、通例ですと、これも農業委員会にかけての農地法が必要でございます。この施設の場合は、土地収用法または土地収用法対象項目ということで、地域の活性計画にかかわる部分でございますので、農業委員会許可も不要となっております。

ただもう1点、開発の部分がございまして、開発の部分につきましては、本来、道の駅機能と簡易パーキング等は不要でございますけれども、活性化部分がございまして、今現在県と協議を行いながら、事前審査協議というのは出ささせていただきました。それで、一応いろんな関係部局との協議が必要になっておりますので、その部門との回答はいただいております。今後は、より具体的な内容での造成計画、埋め立ての高さとか、いろんな具体的なことを再度詰めて確認いただくことではございますけれども、現在、取り組み、着手につきましては、開発と並行して進めているという部分につきましては、土木、湖東地域振興局管内での有料残土の仮置きということで、造成やなしに土を入れるというのを前提に、最終的に平地にして行うまでに開発はとっ

ていくという考えで今進めさせていただいておるところでございます。当然、土を入れていただくに当たりまして、公共の土でございますし、その部分はいろいろ県の指示もいただきながら、具体的にやっていきたいと考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 あくまでそういう推進で進められていますが、町にとって必要な事業、そして、振興上、必要な事業ということであるならば、なおさらこれは町民の意識を向上させる、また、成否の判断の機会を与える、そして、町民間の論議を活発にするという点で、私は住民の意向調査をちゃんとすべきだというように思います。字別の懇談会などでされていますが、特定の方でありますし、若い方を中心に仕事をされている方は帰ってこられず、出席ができない状況であります。

そこで、私は、野瀬主監が土地の購入について、ミスリードに対するおわびがございました。議会では表明されましたが、この間の広報こうらでは、むしろ居直った感があります。町民合意もなしに進めたことに反省の弁が、この広報の中にはございません。ですから、なおさら全有権者、あるいは一定の年齢以上の町民を対象とした意識調査は最低限必要ではないかと思うのですが、見解を求めるものであります。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 町民の意向につきましては、当然十分配慮して、理解を得て進めていくということが基本と考えております。この計画が、あくまで地域活性という長期展望に立ったものでもございますし、この部分はどうしてもやっていかななくてはならないという部分でございますけれども、まず、この点につきましては、今現在進めておりますのは、議員さんからもありましたけど、長期展望を見た方針のもとに計画を進めるという前提から、町の農業の担い手となる方々および団体、また活動家、施設野菜の生産者等、いろんな方々、そういう団体組織の方々などの具体的な意見を聞かせていただくということで進める。そういう活動を少しずつ今進めているところでございますけれども、それと、そのほかにも広く商業者関係、むらづくりリーダー等も含めましての意向を確認して計画に反映するという思いでございます。意向調査という意味で私どもの方では、そういう部分を中心に、今、意向調査を確認しているというような思いで進めさせていただいているところでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 道の駅機能を持ったふるさと交流村構想が甲良町で必要なのかどうかという点では、町民論議はまだこれからであります。町が示された全体

の計画は2月1日号の広報こうらからでありますし、そういう点では、議会の論議もまだまだ不十分であります。そういう点から見たら、活動家とか団体の役員とかというのはほん一部であります。町民の税金を使い、そして、今後の甲良町の中心的な事業となる、そして活性化をしていくというのであれば、双方の論議をする、そして、判断を求めるという点で意向調査をすべきだと思いますが、町長の見解を、この④で求めたいと思います。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 全体のやつでいいんですか。今の意向調査。主監が説明しましたように、いろいろな場面でいろんな団体の代表の方とも議論をしておりますし、議会、一番住民の代表の最たるものは議会だというように思うわけでございまして、議会につきましても、予算等の議決をいただき、それを活かすべく執行していくのが行政の仕事でありますし、また、地域の代表であります集落の区長さんや農業組合さん、そして、まちづくり委員会等の代表も含めてですし、また商工業者、それとNPOの方であるとか、いろんな住民の方、個人的なものもいろいろと意見をいただきながら本計画を進めておりますので、さらに大きな輪を求めながら進めていきたいというように思いますし、できれば、集落ミーティング等にも皆さん参加いただいて、その中でいろんな意見の交換をしていただきたいなというように思っております。

それと、広報で何カ月か、交流村についての記事を出しておりますが、それにつきましても、やはり正確な情報、町が考えているような情報を皆さんの目を見ていただくということで行っておりますし、現在のところ、改めて本計画に対する町民の意向調査をしていくというようなことについては考えておりません。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 意向調査については、町長が各字の懇談会、議員の皆さんも出席と言いましたが、対象を絞っている字もあります。役員だけ、それから、まちづくり協議会の事務局をやっている者というように限定されているところがありますので、すべては行けません。私も対象になっておりません。そういう点では発言ができたり、いろんな相談ができる場を、正確な計画を発表して町民の判断を求めるといのが大事なところがあります。そこを指摘をして、次に進みます。

5番目の、なぜコンビニなのかというところではありますが、コンビニの発想、コンビニを入れるという発想は、全国シェアを持つコンビニに広告塔の役割、集客の役割をゆだねようとするものだと思いますが、このコンビニを誘致することになれば、直販所やその他の施設は埋没するおそれがあると考えます。

もう一つ、計画の中にある24時間日常的な、全体的な管理、防災時の防災センターの役割を担わせる、委託をするというようになっていきます。特産品の販売をゆだねれば生産者の手間どりは下がりますし、これらを契約の内容に反映をするようにすれば、コンビニ側が不利になるわけで、収益が下がるわけですから、コンビニの抵抗に遭います。これは安易に想像がつくものですが、どのように考えられて位置づけられているのか、再度お尋ねをいたします。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 ただいまの西澤議員さんのご質問でございますが、本町がめざす、今、中山主監がいろいろと答弁をしておりますが、その中でも、やはりふるさと交流村におきましては、いわゆる特産品の販売所が建設されるものでございますので、あくまでもふるさと交流村で整備をしながらの中での販売所が、やはり甲良町にとってはメインでございますので、それを重点的に置いた中でコンビニをどう対応していくのかというものについては、今後、議論が必要かというふうにも考えるものでございます。

それと、24時間営業をされる中での日常管理的については、昼間については、いわゆるふるさと交流村施設の中での公設民営化の中で取り込まれていくような計画に進んでいるわけでございますが、そういう中での維持管理、また、夜間につきましてはそういうコンビニが一時的に安全管理等を含めた中での対応をしていただけたらどうかというふうな思いをしております、詳細につきましては今後要綱なんかできっちりと定めて運営をしていきたいというふうにご考えておりますので、よろしく申し上げます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 ああいう駐車場や、それからたまり場ができますと、防犯上の不安材料になります。ここを管理が、町の管理が拡大することになりますし、民間に委託をしたといえども町の責任は免れません。防災拠点とする必要のないものと考えられるわけです。24時間ふるさと交流村区域の安全管理となると、企業も片手間ではできません。結局、人員配置が必要になってきますし、利潤を追求する企業と町民の福利厚生を旨とする町とは相反する部分が出てくるわけです。これらの部分を優先した契約内容が締結をできるという点では非常に厳しいものが予想されますが、いかがでしょうか。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 ふるさと交流村の用地につきましては、本町で買収しているものでございます。その上に、いわゆるコンビニができるものでございますので、あくまでも要綱を定めた中での、いわゆる賃貸契約なり、土地利用計画なり、最終的に結んで、きっちりと経営母体をはっきりしていかなければ

ればならないというふうに考えます。それにつきましても、今後の地域振興のあり方に基つきまして要綱を定めていくということでご理解を願いたいと思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 コンビニについては、きわめつけは利益が上がらないと判断したら、一刻の猶予もなしに撤退するというのがコンビニの経営方針になっています。こういう点で、考慮の余地がありません。そういう内容が反映されて、それでもボランティアとして赤字になっても続けますよということが契約できるのでしょうか。そういう状況もないとは言えません、企業ですから。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 今ご指摘いただいた件につきましては、先ほど申し上げておりますとおり、いわゆる町の土地を使っただけで経営していただろうものでございますから、十分に賃貸料、また使用料等も含めた中での、これは要綱の中で、何べんもう申しますが、きっちりとして整理をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 時間が迫ってきましたので、長々と産業振興主監が答えていただかなくても結構です。⑥番の推進委員、つまり、私が以前から言っていますこの計画、そして遂行にあたっての責任を持つ機関ができているのかどうかについてお尋ねをいたしますので、イエス、ノーで結構でございます。7億円を超える税金を投入した事業、しかも自治体が経営に乗りだそうとする限りは財政的な責任を負う法人格の機関が設立されることが不可欠の要因であります。今までの当局の説明を聞いていきますと、やっている、やっているとの言いわけに聞こえてきますが、この経営責任を持てる機関をつくるという明確な目標を持っているのか、疑うものであります。

それとも、農業振興だから、地域振興だからということで、町が丸ごと税金で持とうとしているというように考えますが、いかがでしょうか。委員を募っている段階で土地を、そして箱ものを建設するという方向が進んでいます。この点についてどう思うように思っておられるのか、計画があるのか、お尋ねをいたします。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 現在は、その団体はイエス、ノーで言いますと、できておりません。ただ、そういう団体をつくるべく活動家等のお話し合いを進めており、いろいろ前向きに考えておられる団体等もおられるというところでの状況でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員　そこで、町長にお尋ねをいたしますが、事業を継続してできる基礎がそろっているというように企業も、それから町民の中の有志も、また、団体に準備をしてきた中の方々も、まだ認識をされていないというように思うわけですが、町側の過去の答弁で言えば、2000年9月議会での、当時まちづくり課長であった野瀬主監が示された位置に現在立っている。つまり出発点に立っているというように思います。農業振興の実績がこれからでありますし、誰の目にもはっきりあらわれた段階で次の段階のステップを、条件を整えていく、設置をする、これもすべて一切農業者の意気込みややる気と相談した上での踏切であることを強調したいと思うのであります。

現在のままでは、この計画には大変なところで無理があるというように思います。町長に見解をお尋ねしますが、町が甲良のこれから、これまでのいはずがない、このままでは農業が衰退する、また、総合計画に掲げてきたことを山崎町長の決断でいよいよ実行に移すんだという意気込みはよく理解できます。しかし、先走りは控えねばならないし、町長選挙の公約で言えば、町長が発行されたチラシには、ふるさと交流村を進めるとあるだけで、どんなものか、規模、予算は幾らになるのか、誰が運営責任をとるのかはこれからであります。その状況でふるさと交流村構想が町民の承認を受けたとするのは、ちと早いと思うのであります。この点、町長の見解を、先にも述べました点でのご意見など、お伺いいたします。

○藤堂議長　町長。

○山崎町長　今お伺いしたことは、これは西澤さんの考えでございまして、私はそのようには思っておりません。公約では、確かにふるさと交流村ということでありました。それは、従来議会の方が進めてきた、いわゆる道の駅直販所の設置という箱ものを優先したような内容であったわけでありますので、それは速やかに私の考えを示して訂正をいたしました。ですから、必然的には、やはり農業の振興というのを第一番に掲げて、いろんな直接支援等を検討してまいった。決してこれは後退しているところではないというように思います。

それと、議員がおっしゃられるように、単純にこの施設の建設がそういった農業振興、地域振興に結びつかないものであるということも考えております。ただ、これはそういう箱ものを優先したのではなく、農業振興というソフトを補完するためのハードだというようにご理解をいただきたいなというように思っております。この2、3年で農家の方も生産品目が、大体30品目ぐらい出てきました。新たに直販所に集まっている人も100名を数えるわけでありますし、さらに新しい作物についても挑戦をされております。我々はこの中で本当に年間を通して稼働できるような作物が何かというところ



ろも大体いろいろ研修を積み、いろんな方のアドバイスを受けながらめども立ててまいりましたので、さらに住民の方、町民の方にこういった面を公開しながら、これから理解していただき、農家の方には積極的にそういう農産物の生産について努力をしていただきたいと思います。

基本的には、現在の圃場の10%を野菜振興に向けながら、販路につきましてもほぼめどが立っておりますし、ぜひ積極的な農業振興を進めていきたいというように思っておりますので、また議員の皆様につきましても、日ごろそういったご意見を直接聞かせていただけたらなというように思います。

それと、西澤さんにお願ひがあるんですが、負担額、投資額7億でありますけど、我々はいろいろと詳細にわたり議員には説明をしております。そのすべてが町の税金の負担のような話し方をされるとというのは、十分わからない、我々は提示しているわけですし、集落ミーティングでも話はしておりますけど、その辺の交付税の算入がどれだけあって返ってくるかとか、そういうことをしていただければ、さらに我々も、今の交付金、補助金以外のものを沢山財政的に確保していこうというのが我々の仕事でもありますので、そういうことをいろいろと情報交換しながら、正確にまた情報等も話していただきたいなということをお願いしたいと思ひます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 時間制限になっておりますので、20分以内で終われるよう許可をいただきたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

○藤堂議長 最初に申し上げましたので、甲良町議会の56条で一応設定をしております。本日は、1人の議員が取り下げられたということがありますし、それから、答弁が予想外に長いということもありますので、20分の半分ぐらいのところは我慢をいたしますので、皆さん方の了解を得ました上で、皆さん方の了解をお願ひしたいと思ひます。10分間延長させていただきます。

○西澤議員 ありがとうございます。

今、町長が答弁いただきましたが、7億4,000万の計画も、国が出そうが、県が出そうが、町が負担しようが、私らの原資は税金だということで、論法を私たちも言っているところをご理解いただきたいと思ひます。今、施設関係に予定をしている予算を、農機具だとか、野菜の価格保証など、販路の拡大、特産品の開発などの支援金を思い切って拡充をするようになれば、うんと町民も喜んでまいりますし、この意欲も湧いてくることを提起をして、次に進みます。

ごみの処理の基本についてであります。1つ、燃えるごみの週2回収集、実施をしていないのは、市町は、県下の資料で見ますと甲良町のみとなりました。湖東衛管内エリアでも愛荘町、多賀町が次々と実施をし、豊郷町がこ

の4月から、半年だけ週2回だったものを1年通じて週2回収集になりました。この点についての計画はどのようにするつもりですか。お尋ねいたします。

○藤堂議長 広域行政主監。

○宮崎広域行政主監 西澤議員の質問にお答えしたいと思います。

平成20年度におきましては、燃えるごみにつきましては、甲良町といたしまして週1回を実施をいたしているところでございます。7月、8月、夏季につきましては週2回の実施を計画をいたしているところでございます。予定でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、通年通じて回収をする予算規模、それから、リバースセンターとの協議、検討、こういうのがされたのかどうか、お尋ねします。

○藤堂議長 広域行政主監。

○宮崎広域行政主監 西澤議員にお聞きしたいんですが、その協議といいますのは、2回実施に向けての協議ということでございますか。そういうことは検討もいたしておりませんし、協議はできておりません。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、全くサボっているというように指摘をしなければならないというように思います。週に2回できない要因は何かというのが次の質問であります。費用ということであれば、豊郷町の予算を聞きますと、15年度の予算は1,300万、これは、可燃、不燃も含まれているものであります。20年度は約230万円増額をして、通年週2回の収集をされています。甲良町で週2回を収集されれば、業者との協議もありますが、町はどういうような予算規模で進めるのかという検討が必要なのではありませんか。

○藤堂議長 広域行政主監。

○宮崎広域行政主監 今現在、甲良町では1回の実施をいたしております。先ほど申し上げました。ただ、その収集回数を増やすということにつきましては、何でもごみ出し等の感覚で、ごみ量の増大に懸念があるということが1点ございます。ごみの減量化でありますとか、また、処理費用の縮減に取り組むということが、私たちは大切であるというふうに思っております。そのために、町では生ごみ処理機の購入補助金でありますとか、夏場におきましてはごみの一絞り運動、またごみの減量化の啓発等、昨年から集落懇談会を始めておりますし、今年度も全集落でごみの減量化に向けましての集落懇談会を実施をしていきたいと思っておりますので、あらゆる機会でごみの減量化というものについて啓発を進めていくと、強化していくことを思っております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 住民に責任を負わせるという点で、次の点でも質問の中に織り込みますが、ごみステーションの増設についてであります。以前から区から増設の計画が上がれば応えるとの立場を表明されていますが、現実には、ある区の話であります。区民の要望をふまえて検討されましたが、管理などの理由で、関係から増設をしなかったと聞いております。具体的には、池寺から要望が出ています。大変細長いため、高齢者のことも考えて、もっと近くに置くべきだとの意見がございますが、町はそのリードをされる、こういうように増設のための障害を取り除くということを町がされるかどうか、お聞きいたします。

○藤堂議長 主監。

○宮崎広域行政主監 今ほどのご質問でございますが、集積場所の増設につきましては、相談があれば町といたしましてもお聞きをいたしておりますし、基本的には各字の、各集落の集積場所の管理につきましては、区管理でありますと区長さん、また、組単位での適切な管理をしていただいているということでございます。そういった増設につきましては、また集落の役員さんとの相談により取り組んでいるところでございます。基本的に、集積場所につきましては、各集落での管理をしていただく。また、収集につきましては町の方で責任を持ってさせていただくということで、役割分担ということで今日まで進んでいるところでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 ごみ行政は、一貫して行政が責任を負う、こういう立場ですする必要があります。この問題は、区が消極的にならざるを得なくなった要因をしっかりと行政が把握をして、行政側が進んで、丁寧にその問題を取り除く。区任せだけにせず、町民の要望に応える町行政の責任を果たすべきだと思います。

そして、次の項目とも関連をしますが、行政側の積極姿勢が伝わらなければ、家庭ごみの焼却が地域文化のごとく定着してしまっていることは、以前にもドラム缶の本数の多さで言いました。ちょっとやそつとで改善されないというのが、認識が読み取られますが、そういう点ではその決意で臨むということがどうなのでしょう。見えませんが、いかがですか。

○藤堂議長 行政主監。

○宮崎広域行政主監 野焼きにつきましても、以前もお話しいただいたと思うんですが、廃掃法なり、また、町の環境美化条例の中で、そういった野焼き、焼却等につきましても禁止をいたしているところでございます。野焼きにつきましても、近所への迷惑行為であることはもちろんでありますし、火災の

原因にもなるわけであります。この行為が違反であるということを広報等により常々啓発をいたしておるところでございませけれども、さらに粘り強く、また、強い指導と厳正に対処していく必要があるというように思っております。ごみの減量化のために、今指摘がありました野焼きをすることなく、決まった分別区分によりまして、限りある資源を有効にリサイクルしていただきまして、環境保全に取り組んでいくことが大切だというように思っております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 厳正に対応するといっても、実際にはドラム缶が減っていません。という点で、少なくともドラム缶を自宅の近くに置いているご家庭についての指導やお尋ね、そして、改善を求めるといえることが必要なのですが、個別にきちっと対応してきたのかどうか、お尋ねをいたします。

○藤堂議長 行政主監。

○宮崎広域行政主監 ただいまのご質問でございませますが、個別指導といふことにつきましては、通報等がございましたら、そういったときに町なり、また、駐在所の方にもそういった通報が当然入ってくる場合もございませるので、その辺連携しながら、訪問いたしまして、ドラム缶での野焼きについての指導はいたしております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 このことが、本当に行政がきちっと庁舎内で幹部職員が取り組んでいるかどうかの大事なあらわれであります。そのあらわれは、メイン通りにあります、ボートが放置をされていることは以前にも写真で示しました。呉竹地区の緑地内にあります。

そして、もう一つは、2006年の強風が吹いて、ごみの収集場所の施設、簡易収納庫であります、それが吹き飛ばされて公園に倒れたままあります。こういうやつをちゃんと管理をするのかという点で、行政側がリード役、指導役を果たしていないというのが現実ではありませんか。その点でどういうようにこの問題を対応されるのか、お尋ねいたします。

○藤堂議長 最後の答弁にしてください。行政主監。

○宮崎広域行政主監 当然ご指摘いただいておりますとおり、町有地の管理につきましては、今後、そういったきちんとした対応をしていくというふうに考えております。

○藤堂議長 西澤議員。許可した時間、10分が過ぎました。この3番目の問題、次回にお願いしたいんですけども。

○西澤議員 1つだけ、簡単に。

○藤堂議長 議長としてはやっぱり守りたいので、最後の1点だけ。

○西澤議員 ごみの広域化計画であります。これは全協でも、また委員会でも報告がありましたので、割愛をしながら、聞きたいところは、この石寺の地先が沼地であること、これは以前からわかっていたことで、こういう反省点がなかったのかどうか。

それから、広域の処理の枠組みを維持されるのかどうか、この2点、お答えよろしくをお願いします。

○藤堂議長 行政主監。最後の答弁になりますので。

○宮崎広域行政主監 石寺地先の候補地の件でございますけども、この候補地につきましては、候補地の先般、地質調査をいたしました結果、適格な場所とは言えず、当該地での建設を断念せざるを得ないことになったということでございます。これにつきましては、早急に新たな候補地を探したいという意向でございます。

○藤堂議長 西澤議員。もう最後にしてください。

○西澤議員 ごみの問題は、日常起こる問題でありまして、ごみの根本的な問題は拡大生産者責任の確立であり、国の行政が確立をすることであって、自治体と住民に多大な負担、つまり分別も含めてお金の負担も回ってまいります。こういう点は、改善をするということと、この甲良町では枠組み、つまり湖東衛管の枠組みでいくのか、町単独でいくのか、それとも、彦根市を入れた枠組みでいくのかという点が今後の検討課題になってまいります。そういう点でも、ごみの行政が町民とともに進む、この方向での検討や、それから計画の事業の進展を求めて、発言を終わります。

○藤堂議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

○山崎町長 平成20年6月甲良町定例議会を開催させていただきました6月5日に招集以来本日まで、提出案件のすべてを原案どおり決定をいただきました。

また、本日は議員発議によりまして、町の財政支援策としまして、報酬の削減を全会一致で決定をいただきました。議員各位の判断に敬意を表したいというように思っております。

本議会におきまして、開会中にいただきましたご意見等につきましては、速やかに行政執行に活かしてまいりたいというように思っております。

本日は、どうもありがとうございました。

○藤堂議長 これをもって、平成20年6月甲良町議会定例会議を閉会いたします。

皆様、ご苦労さまでした。

(午後 0時40分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署 名 議 員 北 川 豊 昭

署 名 議 員 濱 野 圭 市